

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第1次報告）（案）」（中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会報告）に対する意見の募集について（お知らせ）

平成15年12月9日（火）
中央環境審議会水環境部会
環境基準健康項目専門委員会事務局
環境省環境管理局水環境部企画課
課長 柏木順二（内線 6610）
課長補佐 熊谷和哉（内線 6613）
担当 市原泰幸（内線 6614）

中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会では、環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて、第1次報告案を取りまとめました。

本報告案について、広く国民の皆様から御意見をお聞きするため、平成15年12月9日（火）から平成16年1月5日（月）まで御意見を募集（パブリック・コメント）することとしました。

御意見のある方は、「御意見募集要領」に沿って御提出ください。

1. 「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第1次報告）（案）」の概要

環境基本法に基づく水質汚濁に係る環境基準のうち、公共用水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下、「水質環境基準健康項目」という。）は、26項目が定められています。

また、人の健康の保護に関連する物質ではありますが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに水質環境基準健康項目とせず、引き続き公共用水域等の検出状況など知見の集積に努めるべきものを、「要監視項目」として位置づけ、22項目が定められています。水質環境基準健康項目及び要監視項目について、WHO（世界保健機関）における飲料水水質ガイドラインの改定状況等を踏まえ、適切な検討を加えることが必要であるとの認識の下、平成14年8月15日に環境大臣から中央環境審議会に対し諮問がなされました。

この諮問は同審議会水環境部会に付議され、同部会環境基準健康項目専門委員会における計6回にわたる審議結果を踏まえ、別添のとおり第1次報告案が取りまとめられました。

(参考：検討結果の概要)

新たに追加する要監視項目

項目名	指針値
塩化ビニル	0.002mg/l以下
エピクロロヒドリン	0.0004mg/l以下
1,4-ジオキサン	0.05mg/l以下
マンガン	0.2mg/l以下
ウラン	0.002mg/l以下

備考 指針値は年間平均値とする。

指針値を見直す既定要監視項目

項目名	新たな指針値	現行の指針値
p-ジクロロベンゼン	0.2mg/l以下	0.3mg/l以下
アンチモン	0.02mg/l以下	-

備考 指針値は年間平均値とする。

2. 注意事項

御意見のある方は[御意見募集要領]に沿って御提出下さい。

皆様からいただいた御意見を考慮し、報告案を最終的に取りまとめさせていただきます。

なお、御意見に対して個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承願います。

添付資料

- ・御意見募集要領
- ・水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて(第1次報告)
(案)

[御意見募集要領]

1. 意見募集対象

「水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の見直しについて（第1次報告）（案）」（中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会報告）

2. 募集期間

平成15年12月9日（火）～平成16年1月5日（月） 必着

3. 提出方法

[意見提出用紙]の様式により、以下に掲げるいずれかの方法で提出して下さい。

- (1) 郵送 : 下記 [意見提出用紙] の様式に従って提出して下さい。
- (2) ファクシミリ : 下記 [意見提出用紙] の様式に従って提出して下さい。
- (3) 電子メール : 下記 [意見提出用紙] の項目に従い、ファイル形式をテキスト形式として送付してください。(添付ファイルによる御意見の提出は御遠慮願います。)

なお、電話での御意見はお受けすることができませんので、あらかじめ御了承下さい。

[意見提出用紙]

宛 先 : 中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会事務局あて
(環境省環境管理局水環境部企画課内)

氏 名 (団体名で提出の場合は、団体名及びその代表者名):

年 齢 :

職 業 (会社名 / 部署名):

住 所 : 〒

電話番号 :

FAX番号 :

意 見 :

< 該当箇所 > (報告案中の該当箇所を明記)

< 意見内容 >

なお、お寄せいただいた御意見については、御意見を活用させていただく観点から、氏名、住所、年齢、電話番号、FAX 番号及び電子メールアドレスなど個人の属性に関する情報を除き、すべて公開される可能性があります。提出された御意見・情報で、公にすることにより個人または法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものについてはその理由を付してお送りください。

4 . 意見提出先

中央環境審議会水環境部会環境基準健康項目専門委員会事務局
(環境省環境管理局水環境部企画課内)

郵送の場合

〒100-8975 東京都千代田区霞が関 1-2-2

ファクシミリの場合

ファクシミリ番号 : 03-3593-1438

電子メールの場合

電子メールアドレス : EQSHH@env.go.jp

5 . 資料の入手方法

事務局での直接配布

環境省環境管理局水環境部企画課において資料配付

場所 : 中央合同庁舎第 5 号館 2 3 階 2 3 0 1 号室

インターネットによる閲覧

環境省ホームページ (<http://www.env.go.jp>)

郵送による送付

郵送を希望される方は、390円切手を添付した返信用封筒 (A4 版の冊子が折らずに入るもの。郵便番号、住所、氏名を明記のこと。) を同封の上、上記「 4 . 意見提出先」の郵送の場合の宛先まで送付して下さい。